

養育費の保証促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 養育費の受取りについての保証の促進に係る経費に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者であって、保証会社との間で養育費に係る保証契約（契約期間が1年以上のものに限る。）を締結するものとする。

(1) 横須賀市内に居住するひとり親（配偶者のない者であって、現に養育費の取決めの対象となる児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）であること。

(2) 児童扶養手当の支給を受けている者又は児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあると市長が認める者であること。

(3) 養育費の取決めに係る債務名義を有している者であること。

(4) 当該保証契約と同一の内容の契約について、この要綱の規定による補助金及びこの要綱の規定による補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付（国、県その他団体によるものを含む。）を受けていないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保証会社と養育費に係る保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として保証会社に支払う費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の総額とし、5万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。この場合において、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が外国人であるときは、第1号イに掲げる戸籍謄本は、民生委員及び児童委員の証明書等、児童扶養手当の受給資格等に係る事実を明らかにすることができる書類をもってこれに代えることができ、申請者が前年又は前々年に海外に居住していたため所得の額を証明する書類を取得できないときは、同号イに掲げる所得の額を証明する書類は、海外居住の事実を確認することができる旅券の写し又は戸籍の附票をもってこれに代えること

ができる。

(1) 次のいずれかに該当する書類

ア 当該ひとり親に係る児童扶養手当認定通知書、児童扶養手当証書又は医療費助成条例（昭和47年横須賀市条例第21号）第2条第1項第5号の規定により医療費の助成を受けることができることを証する書類の写し

イ 申請者の住所に居住する者全員の住民票の写し、戸籍謄本及び前年（補助金の交付の申請の日が1月1日から9月30日までの場合にあつては、前々年）の所得の額を証明する書類

(2) 債務名義であつて養育費の取決めについて記載した文書又はその写し

(3) その他市長が必要と認めるもの

（実績報告）

第6条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象経費に係る領収書等又はその写し

(2) 養育費に係る保証契約の契約書

(3) その他市長が必要と認めるもの

（その他の事項）

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。